

第 110 号議案 長崎市民会館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例施行規則等で規定するもの・・・・・・・・・・	2～9

教育委員会
市民生活部
令和 7 年 9 月

1 条例施行規則等で規定するもの

附属設備使用料と減免については、条例施行規則等に規定する。

（１）附属設備使用料

ア 文化ホールのホール

区 分			現行 (1回につき)	改正案 (1回につき)
冷暖房設備	観客席（ホワイエを含む。）	1 hにつき	5,395円	廃止（貸室使用料に含むため）
冷暖房設備	楽屋	1 hにつき	387円	
コンセント		1口	209円	
照明器具	ボーダーライト	1列	639円	860円
照明器具	フットライト	一式	513円	610円
照明器具	アッパーホリゾンライト	一式	796円	1,110円
照明器具	ブラックライト 他	1本	377円 他	310円 他
音響器具	音響拡声装置（アンプ） 他	一式	3,237円 他	2,810円 他
舞台器具	音響板 他	一式	6,474円 他	4,390円 他
ピアノ	スタインウェイ（調律料を除く。）	1台	12,948円	8,700円
ピアノ	グランド（調律料を除く。）	1台	8,632円	4,740円

イ 文化ホールのホール以外（展示ホール、リハーサル室等）

区 分		現行 (1hにつき)	改正案 (1hにつき)
コンセント	1口	62円	廃止（貸室使用料に含むため）
冷暖房設備（展示ホール、リハーサル室、音楽室、第1～第6会議室、大会議室、小会議室、和室）	1hにつき	94～660円	
可搬拡声器具（マイクを含む。）	一式	129円	240円
グランドピアノ（小型）	1台	647円	660円
ビデオプロジェクター	1台	64円	30円

ウ 市民体育館

区 分			現行 (1回につき)	改正案 (1回につき)
コンセント		1口	209円	廃止（貸室使用料に含むため）
冷暖房設備	軽スポーツ室（1室につき）	1hにつき	298円	
冷暖房設備	競技場 アマチュアスポーツに利用する場合	1hにつき	8,632円	11,220円
冷暖房設備	競技場 アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1hにつき	17,264円	20,710円
大型換気設備	競技場 アマチュアスポーツに利用する場合	1hにつき	無料	無料
大型換気設備	競技場 アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1hにつき	2,158円	2,800円
照明器具	ボーダーライト 他	1列	639円 他	870円 他
音響器具	アンプ 他	一式	1,613円 他	740円 他
舞台器具	平台 他	1台	314円 他	140円 他

エ 中央公民館

区 分		現行 (1hにつき)	改正案 (1hにつき)
コンセント	1口	63円	廃止（貸室 使用料に含 むため）
冷暖房設備（第1～第6研修室、視聴覚室、調理実習室、室内楽室、 和室、体育室、工作室）	1hにつき	167～492円	
拡声器具	一式	63円	90円
ピアノ	1台	324円	340円
プロジェクター	1台	64円	80円

オ 男女共同参画推進センター

区分			現行	改正案
コンセント		1口	209円	廃止（貸室使 用料に含む ため）
冷暖房設備	会議室1	1hにつき	188円	
冷暖房設備	会議室2	1hにつき	73円	
冷暖房設備	会議室3	1hにつき	157円	
冷暖房設備	会議室4	1hにつき	104円	
冷暖房設備	研修室1	1hにつき	356円	
冷暖房設備	研修室2	1hにつき	220円	
冷暖房設備	和室	1hにつき	125円	
可搬拡声器具		一式	209円	

■ (2) 減 免

ア 文化ホール

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100% (一部80%)	減免率100%
本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない催し物又は練習のため利用するとき	減免率70% (一部40%)	減免率50%
本市に所在する学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。))がその目的達成のために施設を利用するとき	減免率70%	減免率100%
本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき(ホール及び展示ホールを除く。)	減免率80%	減免率50%
本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に所在する社会教育関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	減免率40%	減免率50%

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
中央公民館に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき	減免率40%	減免率50%	施設の設置目的に合致し、地域の学習に貢献するため
公益財団法人長崎平和推進協会が共催又は後援等を行う、本市所在の団体による平和学習又は平和活動に利用するとき 【文化ホール、展示ホール】	減免率40%	減免率50%	平和に貢献する公共性の高い活動であるため

イ 市民体育館

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき【競技場、軽スポーツ室】	減免率100% (一部80%)	減免率100%
本市に所在する学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。））がその目的達成のために施設を利用するとき 【競技場、軽スポーツ室】	減免率70%	減免率100%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で施設を利用するとき 【競技場、軽スポーツ室】	減免率60% (一部40%)	減免率50%

本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき【競技場、軽スポーツ室】	減免率40%	減免率50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき【競技場、軽スポーツ室】	減免率40%	減免率50%
本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない催し物に利用するとき 【競技場、軽スポーツ室】	減免率40%	減免率50%
本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で施設を行事で利用するとき【競技場、軽スポーツ室】	-	減免率50%

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
中央公民館に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき 【競技場、軽スポーツ室】	減免率40%	減免率50%	施設の設置目的に合致し、地域の学習に貢献するため
公益財団法人長崎平和推進協会が共催又は後援等を行う、本市所在の団体による平和学習又は平和活動に利用するとき【競技場】	減免率40%	減免率50%	平和に貢献する公共性の高い活動であるため

ウ 中央公民館（公民館に同じ）

（ア）方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	減免率100%	減免率100%

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
中央公民館に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき	減免率50%	減免率50%	施設の設置目的に合致し、地域の学習に貢献できるため
本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない催し物に利用するとき	減免率50%	減免率50%	文化の振興を図る公共性が高い活動であるため
本市又は本市の機関が主催する行事で公民館を利用するときの附属設備使用料	減免率100%	減免率100%	方針に基づく使用料共通減免適用分も踏まえ、現行を維持する。

エ 男女共同参画推進センター

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%

イ 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
本市に登録する男女共同参画の推進のための活動を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき	減免率50%	減免率50%	男女共同参画の推進に寄与するため